破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５４２号
栃木県宇都宮市宝木本町2132番地
債務者　大東虎ノ門設計株式会社
代表者代表取締役　桑原　俊夫
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　雄大
4　破産債権の届出期間　平成25年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後３時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５４号
栃木県宇都宮市中岡本町2853番地１
債務者　株式会社山丸
代表者代表取締役　飯野　好一
1　決定年月日時　平成25年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　徹歩
4　破産債権の届出期間　平成25年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前10時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０９号
東京都中野区中野５丁目52番15号
債務者　有限会社吉松
代表者取締役　吉田　准子（商業登記簿上の氏名　松浦　准子）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　透
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前11時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９９６号
神奈川県大和市柳橋４―20―１、商業登記簿上の本店所在地横浜市青葉区榎が丘26番地４
債務者　有限会社ベーカリーミウラ
代表者代表取締役　三浦　大介
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中道　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午後１時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８７１号
大阪市住之江区平林南２―１―46、商業登記簿上の本店所在地大阪市住之江区平林北２丁目６番107号
債務者　株式会社利源
代表者代表取締役　森田　寿夫
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角谷洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８７４号
大阪市福島区野田１丁目１番86号
債務者　株式会社大金商店
代表者代表取締役　奥野　　豊
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　善彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８７９号
大阪市北区野崎町６番８号ノース梅田ビル
債務者　八聖産業株式会社
代表者代表取締役　河端　秀夫
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猿木　秀和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１００４号
堺市中区土塔町2106―２経塚ハイツ104号
債務者　有限会社正心社
代表者代表取締役　太田　耕二
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田　　勲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後３時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１１０号
北海道北広島市大曲末広６丁目５番地９
債務者　有限会社丹野板金工業
代表者代表取締役　丹野　幸廣
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午後３時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８８号
愛知県春日井市東野町10丁目３番地７
債務者　有限会社名拓重機
代表者取締役　齊藤　　拓
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　勤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後１時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３１号
名古屋市中川区野田１丁目210番地
債務者　有限会社大賀印刷
代表者代表取締役　井戸田靖史
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　雄志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月５日午前10時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１４号
大阪市浪速区日本橋東３丁目８番13号701号
債務者　株式会社いーぐるサポート
代表者代表取締役　齊藤　　崇
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６６５号
仙台市青葉区作並字岩谷堂西16番地の288
債務者　株式会社ココム
代表者代表取締役　男澤　　亨
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前11時20分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
秋田県潟上市飯田川下虻川字井戸沢41番地
債務者　株式会社八郎潟ハイツ
代表者代表取締役　北條　侑聰
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隆弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午前10時
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５３号
広島県安芸郡府中町大須１丁目17番13号
債務者　有限会社メディアリンク
代表者取締役　上原　　勲
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午後４時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２号
岐阜県不破郡垂井町府中210番地の５
債務者　東海オーキット株式会社
代表者代表取締役　坂　　敏一
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前11時
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第８２５号
神戸市灘区大石南町１丁目４番24号
債務者　有限会社菅勝商店
代表者取締役　井奥　貴久
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤掛　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前11時
神戸地方裁判所第３民事部